

北見工業大学知的財産ポリシー

制 定 平成 17 年 11 月 14 日 学長決裁

改 正 平成 26 年 3 月 5 日

研究推進機構統括会議承認

I. 目的

北見工業大学（以下、「本学」という。）は、未来を担う人材の育成と学術研究を通じた知の提供により、長期的視点に立って社会基盤の確立と文化・経済等の発展に貢献してきた。本学に対する社会の期待は今日、教育・研究面での貢献に加えて研究成果の具現化・事業化という新たな視点での貢献へと広がってきている。本学が知の拠点としてさらに発展するためには、社会との連携を主体的かつ組織的に推進し、これら社会の多様な要請に積極的に対応することが不可欠な情勢にある。このような背景から本学は、知的創造サイクルの確立による学術の振興と社会貢献の推進に資することを目的として、ここに知的財産ポリシー（以下、「本ポリシー」という。）を定める。

II. 基本的考え方

1. 知的財産ポリシーの対象者と知的財産の範囲

- (1) 本ポリシーの対象者は、本学の職員等である。
- (2) 本ポリシーで対象とする知的財産は、研究成果としての有体物、並びにノウハウ等の無体物である。これら知的財産に係わる法令上の権利としては、特許権、実用新案権、意匠権、著作権（プログラム、データベースを含む）、商標権、回路配置利用権、育成者権（種苗法における）である。

2. 知的財産活動

- (1) 本学における知的財産活動は、独創的・先駆的研究成果を知的財産の形で社会に広く公開し、還元することによって、人類の進歩と社会の発展に寄与することを目指すものである。このため、外部資金の導入を含めた資金の収支バランスを念頭に置きながら知的財産の創出・管理・活用等を組織的かつ戦略的に行い、知的創造サイクルの確立に努める。優れた研究成果を知的財産として顕在化し保護することは、社会貢献はもとより、新たな研究・知的財産を創出し、より価値の高い教育・研究を推進することになるため、大学運営の重要な柱として位置づける。ただし、研究成果の権利化を図らずオープンソースとして公開することが適切とされる分野の

- あることも考慮されなければならない。
- (2) 本学は、知的財産に関する教育、啓発、広報活動を積極的に推進し、知的財産に関する知識の涵養と創作意欲の向上に努める。
 - (3) 知的財産の創作者に対しては名誉と権利を保護し、知的財産を創出した職員等に対しては業績評価への反映、登録補償金・実施補償金の還元等のインセンティブを与えることとする。
 - (4) 本学は、地域における本学の存在価値を認識し、地域に資する知的財産関連活動を推進する。

3. 権利の帰属

本学は、職務発明等と認定し得る知的財産を原則機関帰属とする。

4. 知的財産の一元化

本学は、知的財産の創出・権利化・管理・活用・権利の見直し等の全学的な一元化管理体制を整備確立する。

Ⅲ. 知的財産の創出・管理・活用の推進

1. 知的財産管理組織

- (1) 本学は、知的財産の創出・管理・活用、並びに啓発・広報等の活動を一元的に推進する知的財産管理組織を設置する。知的財産管理組織を実践的かつ専門的な組織体制とするため、専門職の養成に努めると共に、本学独自では対応困難な市場調査、技術移転等については外部専門家の招聘や外部委託等によって機能の拡充を図る。

2. 知的財産の機関管理・活用の推進

- (1) 知的財産の権利化・維持にあたっては、その可否の判断は、当該知的財産の産業上の利用性、収益性、教育研究上の価値、社会的価値、並びに権利化、維持等に要する費用を総合的に勘案して行うものとする。
- (2) 本学は、本学の使命、理念との一貫性を確保した上で、知的財産の活用を積極的に推進する。本学が国費の支援を受けており、これに鑑みた説明責任を果たさなければならないこと、原則自己実施しないこと、研究成果を遅滞なく社会へ還元する使命があることなどについて、広く社会から理解を得ながら、適切に知的財産の活用を進める。
- (3) 知的財産の活用を図るため、関連機関・組織との連携を強化し実施先の発掘に努め、共同研究、受託研究、技術移転活動等を積極的に実施する。

- (4) 本学に関係する知的財産が地域産業界において有用かつ実施可能と考えられるときは、説明責任を果たせるよう配慮の上、地域産業界での活用を優先的に検討する。
- (5) 本学に関係する知的財産が研究機関において純粋に学術目的に利用されるときは、研究開発の継続的発展が社会貢献につながることに鑑み、無償供与を含め適切に対応することとする。
- (6) 本学は、研究成果を基に職員等と学生の両方、もしくはどちらか一方が設立した「北見工業大学発ベンチャー企業」から知的財産権の実施や譲渡について要望があった場合には優遇措置を講じる等柔軟な対応を検討する。
- (7) 本学は、知的財産に係わる収支バランスの健全化を図るため、所有する知的財産について適宜、評価と見直しを行う。

IV. 知的財産活動等に伴う利益相反・責務相反

本学は、知の拠点として研究成果を積極的に公表して社会に寄与すると共に、産業上有意義な成果については知的財産として権利化し、社会に還元することによって産業の振興に資することを重要な使命と位置づける。外部機関との連携、特に産業界との連携を成功させるためには、真理を追求する大学と利潤を追求する産業界の双方が、各々の目的と役割を認識して互いに尊重、協力し合うことが不可欠である。一方、知的財産活動及び産学官連携活動に際しては、職員等にいわゆる利益相反・責務相反が不可避免的に発生する場合が考えられる。本学は、職員等が利益相反・責務相反の特徴を理解して問題の発生を回避し、これらの活動を公正かつ積極的に推進できるよう環境整備に努め、社会的信頼を堅持することを基本認識とする。